

# 駐 車 場 管 理 規 程

(昭和44年11月17日 航公協第112号)

改正	昭和52年	3月25日	航公協第	25号
改正	昭和58年	7月21日	航公協第	400号
改正	平成3年	11月11日	航公協第	907号
改正	平成5年	3月17日	航公協第	279号
改正	平成15年	2月3日	空整協第	69号
改正	平成23年	4月26日	空整協第	130号
改正	平成24年	4月10日	空整協第	127号
改正	平成27年	7月27日	空整協第	271号
改正	平成27年	10月26日	空整協第	361号
改正	平成30年	6月27日	空整協第	6号
改正	令和5年	1月25日	空環機第	13号

(名称)

第1条 駐車場の名称は、新潟空港駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

(管理者)

第2条 駐車場の管理者は、一般財団法人空港振興・環境整備支援機構理事長（所在地東京都港区芝公園1丁目3番1号）とする。

2 駐車場の管理運営は、理事長の命を受け、新潟事務所長が当たる。

(通則)

第3条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(規程の遵守)

第4条 駐車場利用者（同乗者を含む。以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

(供用休止)

第6条 駐車場の供用は、次の各号の一に該当する場合には、全部又は一部の供用を休止することがある。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 国土交通省当局より供用休止を命じられた場合
- (5) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(駐車車両の種類)

第7条 駐車場を利用できる自動車（以下「車両」という。）は、道路交通法第2条第1項第9号の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び第10号の原動機付自転車とする。

(駐車料金)

第8条 駐車料金は、別表のとおりとする。

(不正利用者に対する割増料金)

第9条 管理者は、利用者が所定の駐車料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の駐車料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。

(駐車料金の免除)

第10条 管理者は、第6条の各号に該当する場合において駐車場の全部の供用を中止したときは、保管中の車両の利用者に対し、その期間の駐車料金を免除する。その他やむを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

(入場及び駐車位置)

第11条 利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券を受取り、駐車券は出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、警備又は安全管理上必要な場合は、駐車位置を変更することができる。

(駐車拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は、車を拒否し、又は駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物をき損し、又は汚損するおそれがあるとき
- (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは積載物から液汁を出しているもの、又は積載物をこぼすおそれのあるもの
- (5) 民間駐車場利用者送迎用車両及びレンタカー利用者送迎用車両
- (6) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

(駐車場内の通行)

第13条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通関係法令の定めに基づき、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと

(遵守事項・禁止事項)

第14条 利用者及びその関係者は、駐車場内で次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 車両内に貴重品を始めとする留意品については残置せず、身の回りに所持すること
- (2) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉め扉及びトランクを施錠すること
- (3) 指定された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと
- (4) 駐車中の車内に乳幼児を独居させないこと
- (5) 駐車中の車両に動物を放置しないこと
- (6) 前号に掲げるものの他は、全て管理者の指示に従うこと
- (7) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等をき損し、又は汚損しないこと
- (8) 喫煙又は火気を使用しないこと
- (9) たばこの吸いながら、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てないこと
- (10) 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声等、迷惑になる行為をしないこと
- (11) 他の車両の通行及び駐車を妨げないこと
- (12) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をしないこと
- (13) 宿泊・飲酒・賭け事・洗車等他人の迷惑になるような行為をしないこと
- (14) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと

(交通事故等の届出)

第15条 利用者は、次の各号に該当する場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を滅失、き損又は汚損したとき
- (3) 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき

(出場)

第16条 利用者は、出場の際、所定の駐車料金を支払わねばならない。ただし、利用者が第21条第3項に該当する場合は、この限りではない。

(出場拒否)

第17条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当の理由なく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が駐車料金の支払いをしないとき

(事故に対する措置)

第18条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第19条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに所定の出場願に入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

2 前項の出場願を提出するときは、記載事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に呈示しなければならない。

(駐車期間)

第20条 利用者は、連続して30日間を超えて駐車することはできない。ただし、利用者が駐車期間の延長を届け出たことにより、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が、次条第2項の規定により駐車料金を支払った場合のみ、管理者は入場日から180日間を限度に駐車期間を延長することができる。

(駐車料金の請求)

第21条 管理者は、前条第1項の規定により、利用者の駐車期間が入場時から連続して60日を超えた場合は、出場前であっても入場時から経過した60日間の駐車料金を、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、請求することができる。

2 利用者は、前項の規定により駐車料金の請求があった場合は、管理者が指定する支払期日までに駐車料金を支払わねばならない。

3 利用者は、出場の際、入場から起算した所定の駐車料金から前項の規定により支払われた駐車料金を差し引いた分の駐車料金を支払わねばならない。

(契約の解除)

第22条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用契約を終了することができることとし、利用者への引取り等に必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第20条第1項の届出をせず、連続して30日間を超えて駐車している場合
- (2) 前条第2項の規定により支払期日までに駐車料金が支払われない場合

- (3) 駐車期間が入場日から180日間を経過した場合
- (4) 駐車場の管理上支障があると認めた場合

(保管責任)

第23条 管理者は、利用者が駐車券を受取り入場した時から出場する時まで車両の保管責任を負うものとする。

2 管理者は、車両を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失が有る場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(管理者の損害賠償)

第24条 管理者は、この駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、第26条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害賠償の責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第25条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について一切損害賠償の責を負わない。

(免責事由)

第26条 管理者は、次の各号に掲げる事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における人身事故・物損事故
- (4) 第6条又は第18条の規定による措置
- (5) 第22条各号の規定により、管理者が駐車場の利用契約を終了した日を経過した車両について生じた損害

(利用者の損害賠償)

第27条 利用者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

2 利用者は、第22条各号の規定により駐車場の利用契約が終了した場合は、それにより出場までの間に管理者が被った損害を賠償しなければならない。

(引取りの請求)

第28条 利用者が、第20条に規定する期間を超えて駐車を続けた場合、管理者は利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当

該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認できないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 管理者は、前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは、車両の引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

#### （車両の調査）

第29条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、当該車両（車内を含む。）を調査することができる。

#### （車両の処分）

第30条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者及び所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされなかったときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者及び所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告したうえで、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができる。

この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者及び所有者等に通知し又は駐車場において掲示して予告したうえで、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者及び所有者等に対して通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときは利用者に返還する。

#### 附 則

この規程は、昭和44年12月1日から施行する。

附則（昭和52年3月25日 航公協第91号）

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月21日 航公協第400号）

この規程は、昭和59年1月1日から施行する。  
附則（平成3年11月11日 航公協第907号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。  
附則（平成5年3月17日 航公協第279号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。  
附則（平成15年2月3日 空整協第69号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。  
附則（平成23年4月26日 空整協第130号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。  
附則（平成24年4月10日 空整協第127号）

この規程は、平成24年4月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。  
附則（平成27年7月27日 空整協第271号）

この規程は、平成27年7月27日から施行する。  
附則（平成27年10月26日 空整協第361号）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。  
附則（平成30年 6月27日 空環機第6号）

この規程は、平成30年6月27日から施行する。  
附則（令和 5年 1月25日 空環機第13号）

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

(別表)

### 〈 駐 車 料 金 表 〉

(消費税を含む)

車 両 区 分	時 間	料 金
普 通 車	入場から30分まで	無料
	入場から30分以降2時間まで	30分毎 100円
	入場から2時間以降	1時間毎 150円
	24時間毎の最大	72時間まで 800円 72時間以降 700円
大 型 車	入場から30分まで	無料
	入場から30分以降2時間まで	30分毎 300円
	入場から2時間以降	1時間毎 450円
	24時間毎の最大	72時間まで 2,400円 72時間以降 2,100円
自 動 二 輪 車	入場から30分まで	無料
	入場から30分以降2時間まで	30分毎 50円
	入場から2時間以降	1時間毎 100円
	24時間毎の最大	72時間まで 400円 72時間以降 350円

※障がい者割引・・・上記料金の50%